

令和7年大和市農業委員会第3回総会議事録

令和7年3月25日（火）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	10番 萩窪 登 委員
2番 大沼 茂樹 委員	11番 池田 俊一郎 委員
3番 真壁 浩二 委員	12番 木村 賢一 委員
4番 遠藤 一直 委員	13番 古谷田 和子 委員
6番 渡邊 みどり 委員	14番 保田 雄一 委員
7番 富澤 克司 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
8番 田邊 義之 委員	16番 関水 好美 委員

2. 本日の欠席委員

9番 古木 恒樹 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎
次長 佐藤 祐介
主査 中川 雅美
主査 富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第4 報告第 7号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出
について

- 日程第 5 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第 8 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について
- 日程第 8 議案第 9 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について
- 日程第 9 議案第 10 号 農業委員の辞任について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

議案第 8 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について

議案第 9 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

議案第 10 号 農業委員の辞任について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は14人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和7年3月大和市農業委員会第3回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりあります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、10番、荻窪登委員、11番、池田俊一郎委員を指名いたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

2月19日、第107回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

2月21日、やまと産業フェア正副会長会が開催され、眞壁会長が出席されました。

2月26日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会視察が行われ、遠藤職務代理が出席されました。

3月19日、第108回常設審議委員会及び理事会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件につきまして、ご意見等何かござりますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 こちらに記載がなかったので、口頭で申し上げます。2月19日に第87回大和市開発審査会が開催されまして、私が参加してまいりました。

議案が計3件ございまして、1つが職務代理の指名ということで、私が受けることになりました。残り2件が、上草柳、下和田の開発審査の案件がございまして、無事通過しました。

以上、報告になります。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 2月26日、地場農産物推進協議会の視察に参加してまいりました。視察

内容としては、午前中にJA東京あおばふれあいの里という直売所の視察、それから、午後からは練馬区役所にて、区役所内にあるコイン自動販売機の設置の取り組み、こういった冊子もあるのですが、区役所内に野菜の自動販売機を設置しているというところの取り組みと、練馬区全体の農業振興施策について担当者から説明がありました。

また、最後に、練馬区内の農業体験農園「大泉風のがっこ」という体験農園施設の見学をさせていただいて、園長から体験農園の取り組みについて説明を受けました。

報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、私から少々お話しします。

2月19日が第107回常設審議委員会で、毎月の審議委員会なのですが、出席いたしました。その後、21日は、やまと産業フェアに関する正副会長会でございましたが、商工会議所のほうで前回の報告、今年のフェアについてということで出席をいたしました。

この最後の3月19日、第108回常設審議委員会ですが、理事会にも出席いたしましたが、ご存じのように、県央の7市町村の連合会会长として昨年からの1年間ということで、この108回の審議会をもちまして、次は海老名市のほうに移るということになっておりますので、最終の審議委員会ということでございました。

たまたま最後の、2月末に厚木市内に大きな転用がありまして、立ち会ってきました。東名高速のインター近くで、流通のところが転用になるということで、もう既になっているところ、今回なるところ、今後なるところと、すごく広い場所でございまして、圏央道ができたこともあります、そのあたりは転用が

当たり前のようなになっている状況を見ました。その隣は中津川で、田んぼが幾つもあって、この田んぼが流通に変わってしまうのを目の当たりにして、農地がそういうものに変わるものもいたし方ない部分もあるのでしょうかけれども、かなり残念に思いました。そんな立ち会いをして、1年間が終わるという感じでございます。

私からは、以上でございます。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第3、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、
日程第4、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の
届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、ご説明いたします。

報告第6号については議案書1ページの3件が、報告第7号については議案書2ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　　よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第5、議案第6号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第6号についてご説明いたします。議案書3ページ、総会資料は6から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料

6ページの地図に斜線で示しております。地目は畠です。申請理由は、譲渡人は市外に居住し通作に1時間程度かかり、高齢を理由に通作ができなくなったことから、2月末まで利用権設定をして貸付を行っていたもので、後継者は不在であり、90歳に近づき施設入居となったことから、農家廃業のため農地を手放したいことによります。

譲受人は近隣に住む者で、かねてより農家になることを望み、小田原市内の有機農家で2年4ヶ月の間の研修を経て、家族の力をかりながら新規就農をかなえたいことによります。通作は、自宅から申請地まで2km程度、自転車で約15分の距離です。

3月13日に事務局と関水委員とで現地に赴き、申請人である譲受人の家族とお会いし現地の状況を確認し、申請内容や新規就農の意思等について聞き取りをいたしました。また、譲受人は新規就農になることから、3月3日に農業委員3名と農政課農業委員会事務局において面談を行いました。

譲受人は耕運機等の農機具を所有し、年間従事日数が150日以上の常時従事者が本人1名、加えて農業補助者が夫と子の2名となる世帯の者で、農地の全部効率利用要件等を定めた農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。
関水委員、お願いします。

○関水委員 3月13日に現地にて、事務局と私と現地に赴き、譲受人とお会い、現地を確認しました。譲渡人は市外在住者で、高齢により農業が続けられない旨を聞いております。また、譲受人は新規就農と同時に、農地所有者となることの意思を確認するとともに、農地の適正管理について理解していることを確認いたしました。

今回、許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件につきまして、質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員 まずは、事務局と関水委員から説明があった範囲内でほぼ理解できた感じなのですが、一応基本的なもので、譲渡人と譲受人との関係はどういうことで結びついたのでしょうか。まず、それをお伺いしたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 譲渡人の売却意向があるということを聞き及んだそうで、今回購入したいということで届出がございました。

○議長 木村委員。

○木村委員 それと、譲受人が、地図で見てわかるかと思うのですけれども、数十年前に分譲住宅を買ったところに住んでいる方かと思うのですね。年齢もこの年齢で、たしか説明で息子さんとお二人でやられるということ。その息子さんは同居されているのですか。このいわゆる数十年前、千本桜に近い住宅なのですけれどもね。

○議長 事務局。

○事務局 息子様とは別居でいらっしゃいます。

○議長 木村委員。

○木村委員 市内というか割と近場のところで。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりです。

○議長 木村委員。

○木村委員 面積が約2,000m²、2反前後あるので、どちらかというと息子さんが主としてやるのかなと。

○議長 事務局。

○事務局 基本的には、ご本人と夫と2人で平日はやられるかと思われます。息子さんは勤め人でいらっしゃるので、週末に主にやられると思うのですが、恐らく高齢でいらっしゃるので、力仕事は、基本的には息子さんですとかその奥様がやられるのではないかと思われます。

○議長 木村委員。

○木村委員 いずれにしても新規就農ということで、年齢のこの方の名義になるわけですね。その辺も何かお考えがあつたのでしょうかけれども、いずれにしても、事務局、そしてまた関水委員立ち会つて、将来ともこの方が新規就農で問題ないという判断をされたと思いますので、それ以上のことはちょっと控えておきたいと思います。

以上です。

○議長 そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 こちらの農地ですけれども、令和4年に遊休農地か何かになつていて、多分その解消のために、農業法人に1年契約で貸していたと思います。今回、売却ということになるのですけれども、当然契約は更新しなかつたとなると思うのですが、その法人について何か悪い影響とかありそうですか、どうでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ひとまず、ここを解約したことによって影響はないと思われます。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 では、その法人はほかにも、多分3,000m²ぐらいほかの農家の方から借りて事業を行つていると思うのですけれども、当然そちらは期限まで継続するような形でよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおり、残りの3,000m²がメインとなる圃場ですので、そちらのほうは継続してやられる意向です。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 最後ですけれども、今回、法人からすると、約2,000m²弱事業をする面積が減つたということで、これにかわる農地を探すような意向とかあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 法人の内部のお話ではあるのですけれども、今、人手が不足している状況があるということだったので、増やされるというご意向は、今のところはこちら

のほうではお受けしていません。

○議長 ほかよろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきまして採決をいたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第6、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

受付番号1、2について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、受付番号1番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書4ページ、資料は8、9ページになります。

大和市長から、令和7年3月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は452m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年5月1日から令和10年4月30日までの3年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万593m²を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名の計3名で農業経営を行っております。現地は、農機具置場、農作物洗い場、育苗施設として利用しており、適切な管理がされている状態での継続案件となります。

令和7年3月6日に大沼委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号 2 番についてご説明いたします。新規の案件でございます。
議案書 4 ページ、資料は 10、11 ページになります。

大和市長から、令和 7 年 3 月 10 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 974 m² です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 6, 635 m² を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 3 名の計 4 名で農業経営を行っております。

令和 7 年 3 月 7 日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。現地は露地野菜を耕作予定とのことです。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 次に、受付番号 3 から 6 について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号 3 番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書 4 ページ、資料は 12 から 13 ページになります。

大和市長から、令和 7 年 3 月 10 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 1, 533 m² です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在 3, 028 m² を経営しています。農業経営者 1 名、農業補助者 1 名の計 2 名で農業経営を行っております。

なお、補足ですが、当該農地への進入は所有者宅の敷地を経由することから、近隣に住む借人が借受け側としては最適者であります。

令和 7 年 3 月 7 日に眞壁会長と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号 4 番についてご説明いたします。新規の案件でございます。
議案書 4 ページ、資料は 14 から 15 ページになります。

大和市長から、令和7年3月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は558m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万4,391m²を経営しています。農業経営者1名、農業専従者5名の計6名で農業経営を行っています。

なお、補足ですが、借人は当該地の西側隣地を借受けしており、ブルーベリー畑として営農しております。借人は、借受け側としては最適者であります。

令和7年3月11日に高橋委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号5番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書4ページ、資料は16から17ページになります。

大和市長から、令和7年3月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,315m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。

なお、補足ですが、借人はこれまで当該農地の管理を任せられ、正式に利用権設定をする運びとなりました。

借人は耕運機等農機具を所有し、現在1,010m²を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っています。

令和7年3月6日に大沼委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号6番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書4ページ、資料は18から19ページになります。

大和市長から、令和7年3月10日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は1,649m²です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から

令和10年3月31日までの3年間、使用貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万4,391m²を経営しています。農業経営者1名、農業専従者5名の計6名で農業経営を行っております。

なお、補足ですが、借人はこれまで当該農地の管理を任せられ、正式に利用権設定をする運びとなりました。

令和7年3月12日に長谷川委員と事務局で現地に赴き、現地の調査を行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1、5について、大沼委員、お願いします。

○大沼委員 受付番号1番について、3月6日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていました。貸付けることに問題ないと思います。

続いて、受付番号5番でございます。3月6日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていました。貸付けることに問題ないと思います。

以上でございます。

○議長 次に、受付番号2について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号2番について、3月7日に事務局と現地へ赴き、借人及び貸人とお会いし確認いたしました。現地は管理されていました。貸付けることに問題はないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号3について、私からご説明いたします。

受付番号3について、3月7日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、貸付けることに問題はないと思

います。

以上でございます。

続きまして、受付番号4について、高橋委員、お願ひいたします。

○高橋委員 受付番号4番について、3月11日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認しました。現地は多少荒れていましたが、貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号6について、長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 受付番号6番について、3月12日に事務局と現地へ赴き、現地を調査、確認いたしました。現地は自然農による農耕で管理されており、貸付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。まず、受付番号1、2と5、6について、質疑、意見ございますでしょうか。3、4以外となります。受付番号3、4は、議事参与の関係で、質疑、採決とともに後ほど行います。

質疑、意見はございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 まず、資料の10ページ、議案7の受付番号2の地図ですけれども、左上のほうが一部白抜きになっているのですが、これはどのように今後利用されていかれるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、今、土地の持ち主のほうで耕作されていますので、やり切れない斜線の部分だけを貸付けるという形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 資料の16ページ、議案7、受付番号5の地図になるのですけれども、今回、使用貸借権を設定しないところが上側の右から白抜きになっていると思うのですが、こちらの農地に関して、通作や耕作に支障を来さない状況にあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 16ページの地図をごらんください。東から西側に向けて農道が入っている点線部を見つけていただけるかと思うのですけれども、北から南に曲がる部分のところから北に向かって一部細長く通路をお示ししております。そちらを経由して農地に入っていくのですが、借受け部分の西側の端っこがそのまま通路の状況となって中に入っていける畠になっています。地図上でお示ししている赤い②と書いてある数字の周辺ですけれども、要は、通路側から近いところを耕作していらっしゃって、奥のところまではまだ手が回っていないという状態ではあるのです。

ご年齢のこともありまして、私どもも全部借りたらどうですかとお話ししたのですけれども、ここはちょっと無理そうだということでご遠慮されてしまいまして、すぐ隣の畠を若手が今借りているということの事情をご理解いただきいらっしゃる方で、もしよかつたらそちらの方に使っていただけないかということをおっしゃっていたのですね。所有者のほうもそのことを承知しておりまして、ここの白抜きの部分については、面積的には200から300m²程度の小さなところではあるのですが、ほかの方に貸付ける意向で調整が始まるような形で予定されていると聞いています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございました。

○議長 ほか。木村委員。

○木村委員 同じ5番のところで、今、事務局から②の白の部分が空き地になってしまったと。それはいずれ貸す方向で検討中みたいなこと。それは具体的に何か、両者、私がよく知っている方なので前から心配していたのですけれども、今利用している今回の設定を受ける方か、あるいは、その右側のもっと広く利用している方がいるわけですが、どちらかが借りてくれればいいなと以前から思っていたのです。では、いずれにしても、近々そちらのほうと貸主と話がつきそうということでおろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘のとおりです。

○木村委員 わかりました。それで安心しました。

○議長 ほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号6番についてですけれども、今回、利用権設定を受ける法人は、私が農業委員会をやって初めてお見受けした名前の会社で、経営面積が1万4,391m²ということですが、こちらはみんな10年ぐらいの長期で借りているのか、または法人で所有しているのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 今回の申請地の西隣のブルーベリー畠も10年間の賃借契約を結んでいるところで、長期の賃借契約が多い法人になります。また、市外、県外になるのですけれども、古民家を経営するなどして、そちらのほうでも畠を持っていらっしゃる法人で、いわゆる農地所有適格法人になっています。なので、市内農地もさることながら、県外に畠もお持ちなので、面積が多くなっています。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号5について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号5は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号6について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号6は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

これより受付番号3の質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございましょうか。

木村委員。

○木村委員 特別なことではないですが、新規ということで、期間が3年間となっていますけれども、これは当然、設定された方、受けた方合意のもと3年とされたのですが、通常新規ですと1年が多いので、そういう意味で、3年というのはどういうところ、決め手といいますか、3年になった理由をお聞かせいただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 12ページの地図をごらんいただきますと、今回の申請地、斜線で示しています右下に借受人の自宅があります。その2軒上のどなたのお名前も載っていない家屋があるのでけれども、そちらが今度、譲渡人となりますので、ほとんどお隣同士でいらっしゃるので、よくご存じの間柄でしたので、1年ではなく3年でということでご希望を受けています。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 利用権を設定する者が、ちょっと失礼な言い方かもしれないけれども、ご高齢でございまして、それで、利用権の設定期間が3年となっておりますが、もし何か権利の移動やそういったことが発生した場合に、利用権の設定

を受ける方が、今設定した農地を取得するとか、そういうご意向はあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 取得に関する意向はお聞きしていません。

○議長 そのほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより受付番号3について採決いたします。

受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

これより、受付番号4の質疑に入ります。本件について、質疑、意見はござりますか。

木村委員。

○木村委員 同じことで、新規で期間が非常に、借人が法人ということで、実績のある方ということになるのだけれども、10年ということで非常に長いので、その辺、両者の決定でこういうことになったと思うのですが、もうちょっと内容をお聞かせいただきたい。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの14ページの地図をごらんいただきますと、当該地が斜線で示してありますが、そちらのお隣にブルーベリー畠が表示されているかと思います。こちらも賃借契約10年間という形での契約でして、隣地ですので、そのまま一続きでつながって使えるということで、効率も上がりますので長期で借りたいということの意向がそのまま隣地ですからありまして、そこをご相談したと

ころ、所有者側が10年の賃借権で合意いたしまして10年になったということになります。

○議長 そのほかございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 該当の土地の作物が野菜となっているのですけれども、今のお話を伺っていると、もしかしたらブルーベリー畑を拡張するような形でそういった作物をやっていく可能性もあるということでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 斜線で示しましたこちらの当該地、申請地ですけれども、隣地が資材置場になつていて、鋼板の擁壁が東側に走っております。日照の関係もありますので、何をつくるのかといったところは悩まれてはいらっしゃるのですが、当初の計画としては露地ということでお受けしていたのですが、現地の立ち会いの際には、隣がブルーベリー畑なので、もしかしたら果樹に切り替えるかもしれないとのご意向は伺っております。

以上です。

○議長 そのほかございますか。田邊委員。

○田邊委員 先ほどの続きになつてしまふかもしれませんけれども、その法人は、大和市内ではどれぐらい農地を借りていらっしゃるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの法人につきましては、市内でこのほかに4, 364m²を借りております。先ほども説明しましたけれども、残りの約1万m²は市外、座間市や長野県でやられていると聞いております。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 ここで今回の案件を含めて2件、大和市内で農地を借りるということになるのですけれども、また今後、大和市内でも農地を借りるような意向とかはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 近くであればなおうれしいということをおっしゃっていたので、広げるご意向はございます。

○議長 ほかございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより受付番号4について採決いたします。

受付番号4について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長 再開します。

日程第7、議案第8号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号についてご説明いたします。

令和7年3月10日付で申請を受けています。議案書は5ページ、資料は20、21ページになります。新規の承認申請です。

今回承認を求める農園の2区画の面積は250m²です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。区画数は全2区画です。令和7年3月7日に、渡邊委員と事務局で現地等の状況を調査いたしました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が、周辺との関係等適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 本件について、3月7日に私と事務局で現地確認を行いました。現地は管理されておりました。市民農園として使用することに問題ないと思われます。

以上です。

○議長 委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第8号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてを採決いたします。

議案第8号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

○議長 日程第8、議案第9号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第9号についてご説明いたします。

この法律は、生産緑地に対し一定の要件を満たした事業計画を、市町村長が農業委員会などに問合せて認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新を適用しない貸借を行うものです。

今回の一定の要件とは、申請都市農地において生産された農産物等を主として市内で販売することです。生産された農作物等を市内や隣接地の飲食店や個人への直送販売をする事業計画となっております。

まず、受付番号1についてご説明いたします。

大和市長から、令和7年3月10日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は6ページ、資料は22から23ページとなります。継続の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は、3,699m²です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書記載のとおりです。令和7年4月1日から

令和11年3月31日までの5年間、使用貸借による権利を設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在8,015m²を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。

令和7年3月11日に、地元の関水委員と事務局とで現地等の状況を調査しました。

次に、受付番号2についてご説明いたします。

大和市長から、令和7年3月10日付で同法に基づき諮問を受けています。議案書は6ページ、資料は24から25ページになります。新規の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は991m²です。借人の住所、氏名、貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、使用貸借による権利を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在6,880.15m²を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名で農業経営を行っております。

令和7年3月11日に、地元の関水委員と事務局とで、借人及び貸人立会いのもと現地の状況を調査いたしました。

以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員 では、受付番号1について、3月11日に、私と事務局で現地を確認いたしました。現地は一部未耕作でしたが、借人が全面耕作していくので、貸借も全面での継続を希望しているとのことで事務局より聞いております。

そして、受付番号2について、3月11日に、私と事務局で貸人及び借人にお会いし現地を確認いたしました。現地はしっかりと管理されておりました。

今回の件については、問題ないと思われます。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号1、2の両方とも共通することですが、農業経営者がほぼ1名で経営されると記してありますけれども、かなりの面積になってきた状況ではあります、作付計画等に無理なところはなかったのか、ちょっと確認したいのですが、いかがでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 作付計画までは確認していないのですけれども、受付番号1番の方に確認したところ、今、未耕作でできていない部分ですが、もともとちょっと荒れている部分がありまして、トラクターをかけて、あと1カ月ぐらいしてからかけてとか、10回くらいかけていかないときちんとした農地に戻らないというところもありまして、ちょっと時間をかけて、今年はここまで、来年はこっちの範囲をやるということで順番にやっていくという計画を聞いていて、それには妥当性があるかと感じました。

以上です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 耕作は余裕を持ってやられるということでお話を伺っているので、そこら辺は考えながら栽培をするのだなと感じました。

受付番号2についてですけれども、前の月にも発言させてもらいましたが、同様に、1人で耕作するにはかなりの面積になってきたというところで、今の質問に共通するのですが、ちょっとご家族で所有している土地があったかと思うのですが、そこについては、この受ける方については全く関与されていないのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長 事務局。

○事務局 ご実家の農地については全く関与されていらっしゃらない状況です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 当然農業後継者に当たる方だと思うのですけれども、先々のお話というの

は、何か聞いているところはあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ご本人としては、耕作面積を従前のように伸ばしていって収入を得たいというご希望はありますて、今回申請されていらっしゃる土地も含めまして、まだ能力的には大丈夫ということのご申告ですけれども、意欲ですとかそういうことは十分確認させていただいて、ご申請を受けつけました。

以上です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 貸し借りのことですので、契約期間のところまではきちんと耕作されると思うのですけれども、耕作者とのコミュニケーションを十分とっていただいて、なるべくケアに万全を期していただきたいと思っております。

以上です。

○議長 事務局。

○事務局 皆様が、同じ農業者に向かっておもんぱかっていただけるのと同じように、我々農業委員会と農政課とお話をそれぞれ聞きながらお付き合いをさせていただいており、お支えしていく気持ちであります。

以上です。

○議長 遠藤委員。

○遠藤委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長 ほかいかがでしょうか。木村委員。

○木村委員 2番ですけれども、この所有者はよく知っている方で、非常に農業を熱心にやっておられる方で、確かに年齢は80歳ということですが、今回、貸そうということになった一番のポイントは、差し支えなければちょっとお聞かせを。全国大会で入賞したり、特にトマトハウスとかを熱心にやっている方で、ちょっとびっくりしたので、もしお聞かせいただければ。

○議長 事務局。

○事務局 はっきりとお聞きしたわけではないですけれども、本拠地となるところから飛び地になっている位置にありますので、あまり手が回らずに、貸付の相談があつたときに、応じられたのではないかと思われます。

○議長 木村委員。

○木村委員 それで、今、写真を見ますと、マルチされている。これは借手のほうがさ
れたという部分なのかな。

○議長 事務局。

○事務局 実は、こちらは作付の都合で、所有者の方の合意のもと一緒に管理されてこ
ういうご状況に、写真のとおりのご状況になっております。

○議長 ほかよろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号1番についてです。先ほど事務局のほうから、今回、使用貸借権
の設定を受ける方が徐々に開墾していくようなお話の説明があったのですけれ
ども、恐らく去年の8月に農地パトロールの報告書でたしかこの方が記載され
ていました、年内に開墾の予定、去年なので、令和6年度中に開墾予定とされ
ていました。それから比べると多少は改善されているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 確かに昨年の農地パトロールで1回ご指摘のあった畠になります。その後、
今回借受けを継続するに当たっても、今後の計画はどうするのかといったところを先ほど事務局からもご説明させていただきました。開墾のスケジュールに
ついて確認させていただきましたが、その前に全面的に草刈りはされていらっしゃるので、ご状況としては、農業上の利用に資する活動があったということ
で評価できる状況です。

以上です。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 どうもありがとうございました。

○議長 ほかいかがでしょうか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第9号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に関す
る事業計画についてを採決します。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 日程第9、議案第10号、農業委員の辞任についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、日程第9、議案第10号についてご説明いたします。議案書の7
ページ、資料は26ページをごらんください。

農業委員の辞任についてでございます。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定で、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を経て委員を辞任することができる」とあり、このたび、●●在住の古木恒樹委員から、一身上の都合により農業委員を辞任したい旨の辞表を令和7年2月12日付で受理いたしました。

事務局でお伺いし、お聞きしたところ、個人的な事情により、お気持ちの上で職務を続けられる状況ではなくくなってしまい、ご迷惑をかけまことに申し訳ないが、委員を辞任したいとのことでございました。事務局といたしましては、ご本人の様子から辞任の意思は固いとお見受けし、辞表をお受けし、市長に報告いたしました。

その上で、今回、令和7年2月25日付で、辞任同意の賛否について、市長が農業委員会に意見を求めるものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第10号、農業委員の辞任についてを採決いたします。

本件について、辞任に同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第10号は、辞任に同意で回答いたします。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和7年3月大和市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会